

令和5年度

学校監査結果報告書

令和6年1月9日

静岡市監査委員

同

同

同

遠藤 正 方

白鳥 三和子

畑田 響

後藤 哲 朗

目 次

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	2
6	監査の実施場所及び日程	2
7	監査の結果等	2

学校監査

	監査の結果等	5
--	--------	---

1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

(1) 監査の名称

令和5年度学校監査

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

3 監査の対象

下表に掲げる市立小学校及び市立中学校における令和5年度の学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務も対象とした。

小学校 (25校)	井宮、井宮北、田町、駒形、服織、服織西、 <u>南藁科</u> 、中藁科、玉川、北沼上、西奈、西豊田、 <u>東豊田</u> 、東源台、長田東、川原、 <u>中島</u> 、清水浜田、清水岡、清水船越、清水高部、清水高部東、清水袖師、清水庵原、 <u>清水両河内</u>
中学校 (15校)	籠上、安倍川、 <u>服織</u> 、藁科、玉川、竜爪、 <u>豊田</u> 、 <u>東豊田</u> 、長田南、中島、清水第二、清水第六、清水袖師、清水庵原、 <u>清水両河内</u>

※ 市内の市立小学校及び市立中学校を小中一貫グループの区分に分けた上で、3年で全ての小中学校が一巡するサイクルで対象校を選定している。

なお、表中の下線の学校は、現地調査対象校である。

4 監査の着眼点

- (1) 校舎及び校地の目的外使用許可等が適正に行われているか。
- (2) 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- (3) 備品の管理は適正に行われているか。
- (4) 薬品類の管理は適正に行われているか。
- (5) 校内及び校外における児童・生徒に対する安全管理は適正に行われているか。
- (6) 災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策が適正に定められているか。
- (7) 個人情報の管理は適正に行われているか。
- (8) 学校施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- (9) 学校内における危機管理体制（学校内における事件・事故、いじめ、体罰）について、教育委員会事務局等に連絡し、報告する体制はとられているか。また、未然防止及び再発防止に向けた取組は行われているか。
- (10) 学校預かり金の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

(1) 本監査

監査委員による説明聴取及び質疑並びに施設等の調査を実施した。

(2) 予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取並びに現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
本監査	両河内小中学校	令和5年10月31日
予備監査	現地調査対象校、監査委員事務局執務室など	令和5年9月8日から 令和6年1月9日まで

7 監査の結果等

(1) 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

ア 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

イ 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、5件の指摘事項があった。

ウ 3件の意見があった。

(2) その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

10件の指導事項があった。

監査の結果の詳細は、後述のとおりである。

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

3 意見

監査の結果に必然的に伴う、監査委員の意見

4 校舎及び校地の目的外使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催以外の事業等のために学校施設を使用すること（自治会行事、各種検定試験など）

5 校舎及び校地の一時的使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催の事業等のために学校施設を使用すること（保健所の健康診断、教員採用試験など）

【参考】

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 略

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

第5項から第8項まで 略

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第10項以降 略

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第6号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

（2）行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

学校監査

監査の結果等

1 指摘事項・指導事項

(1) 校舎及び校地の目的外使用許可等の状況

校舎及び校地の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(2) 郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(3) 備品の管理状況

今年度及び過年度に購入等した備品の管理について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、備品票の貼付に関して1件の指導事項があった。

(4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品並びに農薬の管理状況について監査した結果、次の4件の指摘事項については是正・改善を求めた。

なお、理科準備室の薬品の管理に関して1件の指導事項があった。

【指摘事項】

理科準備室の薬品の管理について（4件）

<駒形小学校>

ア 教育委員会の通知によれば、劇物の保管容器には、毒物及び劇物取締法第12条第1項の規定に基づく表示である「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、劇物である塩酸の容器、アンモニアの容器及び水酸化ナトリウムの容器にその表示がされていなかった。

<南薫科小学校>

イ 教育委員会の通知によれば、劇物の保管容器には、毒物及び劇物取締法第12条第1項の規定に基づく表示である「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、劇物であるヨウ素溶液の容器及び塩酸（10％）の容器にその表示がされていなかった。

<豊田中学校>

ウ 教育委員会の通知によれば、理科薬品の毒物及び劇物の保管庫は、毒物及び劇物専用のものが望ましいものの、校舎の構造上、一般薬品も収納しなければならない場合は、段を変えたり、ケースを使用したりして毒物及び劇物と一般薬品を区別することとされている。しかし、一部の薬品について、劇物と一般薬品を区別せずに、同じ保管庫の同じケースに入れて保管しているものがあった。

<東豊田中学校>

エ 教育委員会の通知によれば、薬品の量は、容器を含む重量（g）で記載し、使

用ごとにその現物と薬品管理簿の残量が一致するよう管理することとなっている。

しかし、監査実施日にミョウバン（一般薬品）の残量確認を行ったところ実測値は367.3gであったが、薬品管理簿には413.0gと記載されており、45.7gの使用が不記載であった。

(5) 校内及び校外における安全管理の状況

学校活動における防犯対策及び通学路等における交通安全対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(6) 災害対策に係る状況

災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(7) 個人情報の管理状況

学校における児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、学習用端末校外持ち出し管理簿の記載等に関して4件の指導事項があった。

(8) 学校施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカーゴール等の器具などの管理状況について監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

なお、校舎外の設備に関して2件の指導事項があった。

【指摘事項】

危険物の保管に係る表示について

<東豊田小学校>

東豊田小学校では、危険物の保管に当たり、「少量危険物貯蔵取扱所」と表示された保管庫を使用していた。

市火災予防条例第66条の規定によれば、消防法及び危険物の規制に関する政令に規定されている指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、あらかじめ消防署長に少量危険物貯蔵（取扱）届出書により届け出ることとされている。教育委員会事務局に現在の状況について確認したところ、東豊田小学校についてはガソリン及び灯油の貯蔵に係る少量危険物貯蔵（取扱）届出書による届出がされているとのことであった。

市火災予防条例施行規則第4条の規定によれば、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、防火上の注意事項を表示した標識を設けることとされており、その危険物がガソリン及び灯油の場合には、同条の規定により「火気厳禁」の標識を設けることとされている。さらに、市火災予防条例第41条第2項第1号及び市火災予防条例施行規則第3条の規定によれば、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に「少量危険物貯蔵取扱所」の標識と危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板を掲

げることとされている。

しかし、東豊田小学校では、「火気厳禁」と「少量危険物貯蔵取扱所」、「第 類、品名、最大数量」といった表示はされていたものの、同施行規則第 3 条（別表第 2）の規定により表示することとされている危険物の類、品名及び最大数量の記載がされていなかった。また、同施行規則第 3 条（別表第 1 及び別表第 2）の規定によれば、「少量危険物貯蔵取扱所」の標識と危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板は白地に黒色の文字で表示することとされているが、その規定に基づく色の表示となっていなかった。

（なお、予備監査実施後に混合燃料を購入したとのことであるため、新たに危険物に該当する品目を購入した際には、ガソリン及び灯油と同様に市火災予防条例等に基づく対応が必要となることに留意されたい。）

（9）学校内における危機管理体制

学校内における事件・事故、いじめ及び体罰に関して、教育委員会へ連絡・報告を行う体制及び未然防止、再発防止等に係る取組の状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、いじめ被害の報告に関して 1 件の指導事項があった。

（10）学校預かり金の管理状況

学年費などの学校預かり金の管理状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、学校預かり金の点検に関して 1 件の指導事項があった。

2 意見

（1）施設一体型小中一貫教育について

ア 両河内小中学校の取組について

両河内小中学校は、市内で初めて複数の小学校の統合によって誕生した施設一体型小中一貫校であるが、統合に当たっては、学校、保護者及び地域が一体となって、一緒に子どもたちを育てていこうという意識をもって取り組んできたとのことであった。

統合による子どもたちへの効果について確認したところ、小学生にとっては規模の拡大により切磋琢磨する環境が整ったといった等の効果があり、中学生にとっては小学生から見られていることを意識するようになったことで、自らが優れたロールモデルとなるような行動が見られるようになった等の効果が表れてきているとのことであった。

また、児童会活動と生徒会活動を一体化し、会長を中学生、副会長の一人を小学生としたこと、小学生のみで活動する場を意図的に設定したこと、中学生を含めた昼休みの全校遊びの企画を 6 年生に任せたこと等の取組により、小学校の時には学校のリーダーであった 6 年生のリーダー的役割が損なわれないよう工夫していることも確認できた。加えて、中学生にとっても 9 学年の児童及び生徒を束ねていく

ためにはどうすれば良いのかを考えることが、リーダーシップを高めていくことに繋がっていると説明があった。

今後も、「ふるさと両河内に誇りを持ち、豊かに表現するたくましい子」の育成に向け、学校、保護者及び地域が一体となって取り組んでいくことを期待する。

イ スクールバスの活用について

両河内小中学校の学区は、人通りの少ない地区であることから、児童生徒のスクールバス下車後の交通安全、不審者対応、大雨・土砂崩れ等の安全確保が課題とされている。その対策として、防犯協会、PTA、サポーターズクラブ、地域住民等に対し、児童生徒の見守りを呼びかけているとのことであった。

また、スクールバスの運行を地域の自主運行バスを運営しているNPO法人が行っていることから、運転手と地域との距離が近く、保護者の顔も認識されていること、地域の道路状況に精通していること等、安全確保のための効果も期待できる状況にあるとのことであった。

今後も、学校と地域が連携し、子どもたちが安全に登下校できる環境が維持されていくことを期待する。

ウ 今後の施設一体型小中一貫教育の導入への水平展開について

現在、市内では、施設一体型小中一貫校を目指す小中学校の統合計画が複数の地区で進められている。先駆的な取組となった両河内小中学校では、3小学校の児童が和田島こども園で一緒だったこと、以前から3地区で地域行事等を一緒に行う機会が多かったこと、スクールバスの運行を地域の自主運行バスを運営しているNPO法人が行っていることなど、両河内における地域活動が活発であったということが、小中一貫校となるために好条件ともなり、他の地域が単純に参考とすることはできないとも思われるが、それぞれの地域の状況を踏まえ、両河内小中学校の事例で取り入れるべき点は参考にし、学校、保護者及び地域が一体となって、子どもたちの将来を考えて取り組むことで、「一緒になって良かった。」と思われる学校が誕生することを期待する。

(2) 決裁日と施行日の取扱いについて

静岡市立学校文書取扱要領第10条では、起案は、起案用紙（様式第4号）によるものとされ、定例又は軽易と認められる事案については、起案用紙に代えて、簡易起案用紙を用いる方法や当該文書の余白に処理内容を記載する方法、当該文書にあらかじめ印刷したものをを用いる方法により処理できると定められている。

今回、監査を実施した各学校において、事業決裁を起案する際に、文書番号や起案年月日、決裁者、起案者等の欄を印字したゴム印を押印し、それに手書きで必要事項を記載の上、起案しているものが多く見られたが、そのゴム印による決裁日及び施行日の欄が「決裁（施行）年月日」となっており、決裁日と施行日が様式上、同日としかならない状況となっていた。

決裁日と施行日は、それぞれ別の意味を持つ日であり、それが別日であることは当然あり得るが、このゴム印の様式では、記載されている施行日（決裁（施行）年月日）と実際の施行日が異なってしまうおそれがあることから、その印字される項目につい

て、正しい処理経過が記録されるように再度見直しを行う必要がある。

(3) 教育委員会から学校に対する適切な周知について

今回の学校監査において、移動式のサッカーゴールについて、転倒させた後の安全対策として重り等で固定する必要があるか否か、また、防球ネットについて、大きさにかかわらず安全対策として重り等で固定する必要があるか否かが教育委員会からの通知では明らかになっておらず、転倒させたサッカーゴールを重り等で固定していない事例や比較的低い防球ネットについて重り等で固定していない事例が見受けられた。

教育委員会が各学校に通知を行うに当たっては、学校が必要となる対策を適切に取ることができるような周知をするよう留意されたい。